

## 本庁・本部間の確認書等の是正にかかる実施方針

### 1 これまでの経緯

平成12年度に実施した北海道の教育に関する実態調査において、道教委と教職員団体との間で交わされた確認書等について、本庁と本部間で29件、教育局と支部等との間で74件の不適切なものがあることが明らかとなり、平成13年12月のこの調査の最終報告において、資料1のとおり、是正に向けた今後の「取組方針」を定めた。

この調査を通じて、協定書の残余項目を除く27件の確認書等について、項目ごとに法令等との整合性を精査したところ、資料2のとおり、北教組との間で6件21項目、高教組との間で1件1項目については、明らかに法令等の趣旨を損ねる内容を含むものであるとの判断に達した。

また、上記「取組方針」により、法令等との整合性があったとしても、これが拡大解釈されたり一方的な受け止め方がされることにより、本来有している法令等との整合性を逸脱する運用の実態がないのかどうかについて、さらに精査を加えるため、市町村教委、校長会などの意見を聴取することにより、運用の実態を把握することとした。

### 2 確認書等の運用の実態と是正の考え方

確認書等の運用の実態について、各教育局を通して、市町村教委、校長会などから、報告を求めた結果、資料3のとおり、合わせて84の市町村教委と20の校長会（支部を含む。）から報告があり、その報告をもとにした運用の実態と整理区分（(1)から(3)）に基づく是正の考え方は、次のとおりである。

#### (1) 明らかに法令等の趣旨を損ねる項目を含んでいたり、拡大解釈等により不適切な運用の実態がある確認書等

（別記整理区分 の確認書等）

明らかに法令等の趣旨を損ねる項目を含む確認書等のうち、制度改正により、当然失効

する1件を除く、北教組との間の5件及び高教組との間の1件、計6件の確認書等の運用の実態は、以下のとおりである。

ア 主任制にかかわるいわゆる21項目確認については、

命課返上等により、始業式までに命課できない

命課が交渉事項とされるため、交渉を終えなければ命課ができない

という実態が相当数報告されているほか、

教職員団体の取組などにより、主任が十分には機能していない

という実態も一部の地域の校長会や市町村教委から報告されている。

主任手当の支給にかかわっては、教育局における精査に時間を要し、支給が遅れている実態が一部で見られるところである。また、学校においても、主任の業務の精査に時間を要し、主任手当の実績報告書の提出が遅れるという実態が、一部報告されている。

イ 教頭任命にかかわる新六項目確認については、教頭が校長を補佐して、所属職員を監督するという教頭本来の職務の遂行に支障を来しているなどの実態が、相当数報告されている。

ウ 組合教研参加の取扱いにかかわる確認書等については、依然として、教職員団体の分会などから、義務免扱いを要求されるなどの実態が報告されている。

エ 勤務時間に関する2件の確認書等について、休憩時間を勤務時間の終わりに置いているなどの実態が一部報告されている。

オ 高教組との間の、勤務時間に関する確認書等については、不適切な運用の実態は、特に報告されていない。

以上、6件の確認書等については、明らかに法令等の趣旨を損ねる項目を含むものであり、加えて、拡大解釈等による不適切な運用の実態が報告されているものもあることから、早急に是正を図ることが必要である。

次に、上記確認書等に関連して確認した、2件の確認書等があるほか、明らかに法令等の趣旨を損ねる項目を含まない18件の確認書等の中の2件についても、人事交流の停滞

や修学旅行における回復措置について過大な要求があるなどの実態が一部報告されている。

これらの合わせて4件（北教組）の確認書等についても、早急に是正を図ることが必要である。

## (2) 法令等との整合性を図るため、一部修正を行う確認書等

（別記整理区分 の確認書等）

上記(1)以外の確認書等のうち、制度改正により当然失効する5件の確認書等を除いた12件（北教組4件、高教組7件、道教組1件）の確認書等についても、校長などの権限を制約するおそれがある部分や表現・内容において不適切な部分については、是正を図ることが必要である。

## (3) 制度改正により、当然失効する確認書等

（別記整理区分 の確認書等）

北教組との間の4件並びに高教組・道教組との間の1件、計5件の確認書等については、完全学校週5日制の実施により、当然失効するものである。

## 3 協定書残余項目の運用の実態

協定書残余項目については、協定書一部削除にかかわって学校運営上の取扱いを示した平成13年9月25日付通達・通知による適切な取扱いについて、なお一層、徹底を図る必要があるなどの報告がされている。

残余項目の取扱いについては、今後さらに市町村教委や校長会から実態を把握しながら、全面破棄も視野に入れ、適切に対応していく。

## 4 確認書等についての是正の実施方針

27件の確認書等の是正の実施方針は、別記のとおりの実施方針とする。